

## 「行政訴訟検討会における主な検討事項」に対する都道府県の意見

平成 15 年 7 月 24 日  
全 国 知 事 会

### 1 意見について

「行政訴訟検討会における主な検討事項」について、全都道府県を対象にアンケート調査を実施した。

回答団体数は26団体である。

意見については、回答のあったものを取りまとめたものであり、必ずしも検討事項全てを網羅したものではない。

### 2 検討事項に対する意見

#### (1) 被告適格者の見直し

##### 【考え方について】

実務上、特に影響がないとする意見が多い。

##### 【その他の意見】

一般的に処分を行う際は処分庁の表示がなされるため、特段見直す必要はないのではないかと。また、被告適格者の変更以外に、行政事件訴訟法第15条の「被告の変更要件」を緩和することも考えられる。

地方自治法との関係で、公共団体を被告とした場合、地方公共団体の上訴等に議会の議決（第96条第1項）が必要となるが、この規定の見直しが必要なのではないかと。

#### (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大

##### 【考え方について】

現行の「行政庁の所在地」以外の裁判所に管轄を拡大することは、特に地方公共団体の場合、遠隔地への出廷等が多大な負担となることが想定され、審理の迅速化という観点からも疑問があり、反対とする意見が大多数である。

##### 【その他の意見】

地方公共団体の行う処分の対象の大部分が当該団体の区域内の住民に対して行われるものであり、管轄裁判所の拡大の必要性はそれほどないのではないかと。

移送の規定は、民事訴訟法第17条の規定が適用されるのであれば、特に設ける必要はない。また、行政事件訴訟法に多くの特例規定を設けると、訴訟手続がかえって複雑化することになるのではないかと。

### ( 3 ) 出訴期間等の教示

#### 【考え方について】

考え方については、基本的に適当とする意見が多い。

新たに規定を設ける場合は、教示の対象、相手、内容等について範囲を明確にすべきであるとする意見が多い。

#### 【その他の意見】

対象の行為、教示の相手、教示の内容等については、行政不服審査法に定める不服申立ての教示（第57条）と同様の規定とするべきではないか。

行政不服審査法において、住民が権利利益を侵害された場合の簡易迅速な手続で行政に判断の再考を求める救済制度が定められており、この手続を経て解決が図られない場合の手段である訴訟の出訴期間等を処分の際教示することは、必ずしも適当とは思われない。

### ( 4 ) 審理を充実・迅速化させるための方策の整備

#### 【考え方について】

考え方については妥当とするが、現行の民事訴訟法の規定の適用により十分に対応できるとする意見が多い。

「処分又は決裁に関する記録等の提出」等を求める場合は、民事訴訟法第220条第4号口で定めるような提出を拒むことができる事由を規定する必要があるとする意見が多い。

#### 【その他の意見】

記録等の提出を拒むことができる事由については、個人情報保護法等関係法令との調整が必要。また、地方公共団体が独自に定める情報公開条例等の非開示事由に該当する場合は、条例の規定に配慮すべきではないか。

### ( 5 ) 本案判決前における仮の救済の制度の整備

#### 【考え方について】

執行停止については、処分が執行されると回復困難な損害が生じる場合や、申立人の利害のみにかかわる処分等について、一定の要件緩和の余地があるとする意見がある。

#### 【その他の意見】

執行停止の要件を緩和するとした場合、それが喫緊の行政行為の執行に対するものである場合は、執行停止決定に対する即時抗告に執行停止決定の執行を停止する効力を認める等の制度の検討が必要なのではないか。

### ( 6 ) 行政の作為の給付（義務付け）を求める訴え

#### 【考え方について】

考え方の趣旨は理解できるとする意見があるが、一方で行政に一定の裁量が与えられている分野において、裁判所が作為の給付を命ずるという司法判断をすることについて適当ではないとする意見が多い。

訴えが認められる場合については、「法令に基づく申請」とするA案の考え方が妥当とする意見がある。

作為の給付を命ずるための要件については、判例の範囲（A案）が妥当とする意見が多い。

作為の給付の判決の執行についての考え方については、特に強制執行については、確定した判決に反して作為の給付をしないことはおよそ考えられず、強制執行にはなじまないとする意見が多い。

【その他の意見】

不作為の違法を容認する判決があれば、判決に従うのが一般的であり、現行でも十分ではないか。

（ 7 ） 行政の行為の差止めを求める訴え

【考え方について】

範囲の拡大という考え方については妥当とする意見が多い。

「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」を訴えの対象とすることについては、特に異論はないとする意見が多い。

差止めの要件の範囲については、考え方としてはA案が妥当という意見が多い。また、A案に加え、D案、F案で示されている要件も妥当とする意見がある。

（ 8 ） 確認の訴え

【考え方について】

訴えが認められる範囲を拡大する必要性が乏しいとする意見が多い。

【その他の意見】

現行の無効等確認の訴え、不作為の違法確認の訴えに加え、新たに設ける必要性は乏しいのではないか。

民事訴訟においても確認の訴えは観念的に権利関係を確認することを求めるものであって、対象は元々無限定であるが、訴訟経済を考え紛争解決の実効性を確保するため、確認の利益がなければ訴えの利益を欠くこととしており、確認の訴えが認められる範囲を拡大するだけでは紛争解決の効果は得られない。

（ 9 ） 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大

【考え方について】

行政立法や行政計画等への取消訴訟への対象拡大については、紛争の成熟性がないため、拡大は不適當とする意見が多い。

【その他の意見】

条例の制定改廃については、地方自治法で直接請求が認められている（第74条）。

条例の司法審査は地方公共団体の民主的な法形成に国が直接介入することになり反対。条例制定の違法の問題はまず、地方公共団体内部で解決し、これができない場合に限り国が関与すべき問題である（地方自治法第176条4項～7項）。

行政立法や行政計画等については、むしろ立案過程の見直しにより解決すべきことなのではないか。これについては、パブリックコメントやその他住民が議論等に参加できる仕組みの制度化等地方公共団体で積極的な取り組みがなされている。

(10) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設

【考え方について】

出訴期間の廃止は行政の信頼性、行政行為の法的安定性を損なうこととなるため、  
適当でないとする意見が多い。

現行の取消訴訟制度を基本的に維持するべきという意見が多い。

(11) 裁判所が判決に必要な是正措置を命ずる考え方

【考え方について】

確定した判決に反して作為の給付をしないことはおよそ考えられず、裁判所に一定  
の是正措置を命ずる権限を付与することは適当ではない。

【その他の意見】

裁判所が是正措置等一定の行政判断を行うとした場合、その決定に対する責任の所  
在について検討が必要。

(12) 出訴期間の延長

【考え方について】

現行の出訴期間でも特に問題ないのではないかという意見が多い。

出訴期間の起算日の明確化については、制度をより明確化する点からも妥当とする  
意見が多い。

【その他の意見】

検討事項のとおり、出訴期間の教示を何らかの形で義務づけるのであれば、出訴期  
間の延長は特に必要ではないのではないか。

(13) 原告適格の拡大

【考え方について】

違法な行政行為を争う行政事件訴訟については、「法律上の利益」が必要であり、  
原告適格の問題は、この解釈・運用の問題であると考ええる。

(14) 団体訴訟の導入

【考え方について】

団体訴訟を仮に認めるとしても、行政訴訟に限定する理由はないのではないかとす  
る意見がある。

(15) 主張・立証責任を行政に負担させること

【考え方について】

立証責任の配分については、民事訴訟法上も訴訟の内容等により変わるものであり、  
行政訴訟についてのみ一律に規定することについては適切でないとの意見が多い。

調査費用の負担については、主張・立証責任と並列的に考えるべき事項であり、行政  
訴訟法において一律に規定を設けることは不適切との意見が多い。

【その他の意見】

行政訴訟にかかる経費の軽減を図るべきなのではないか。

調査費用の最終的な費用負担は敗訴者負担とすべきではないか。

(16) 事情判決の制限

【考え方について】

事情判決の事例はそれほどなく、また、判決が乱用されているとは考えられないので、特に見直す必要はないのではないかとする意見がある。

(17) 裁量の審査の充実

【考え方について】

裁量の範囲は、処分等の性質、根拠法の目的等によって異なるものであり、行政事件訴訟法で一律に規定することは困難であり、個別の実体法規をどのように定めるかの問題であるとする意見が多い。

具体的な内容として示されている考え方については、いずれも問題があるとの意見が多い。

【その他の意見】

裁量の審査は、実体法の趣旨に沿って個別具体的に検討する手法が判例で確立しており、行政事件訴訟法第30条の規定が裁量審査を抑制しているとはいえない。

(18) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

【考え方について】

行政訴訟に限るものではなく、訴訟制度全体の問題として検討すべきものであり、全体として両案ともに適当でないとする意見が多い。

【その他の意見】

取消訴訟は一般的に主観訴訟であり、行政訴訟のみを特段に扱う理由に乏しい。

弁護士報酬の敗訴者負担を前提として、原告が敗訴した場合、訴訟の結果が行政の適法性の確保等公益の実現に資するものであると裁判所が認めた場合に限って、被告の弁護士報酬の負担を免除することを主文で命じることができる制度を検討すべきではないか。

現行においても、取消訴訟において、弁護士費用を損害として付帯請求することは可能であるので、特段、新たな制度を定める必要はないのではないか。

### 3 その他

行政訴訟制度の見直しに関し、都道府県の立場から以下のような意見があった。

権利利益の救済の制度を拡充することのみに特化し、その一方で行政の最大の使命である公益の実現のため、その円滑・効率的な運営が損なわれることとなれば、かえって地域住民の利益を失わせる結果となりかねないので、両者の均衡が図られるよう、慎重かつ十分な検討を期待する。

行政訴訟については、公益性が高く、勝訴の見込みがないといえないときは、訴訟上の扶助をするものとする。

弁護士報酬の敗訴者負担制度を導入する。ただし、原告敗訴の場合でも公益性が高い訴訟の場合は裁判所の裁量で被告の弁護士報酬の負担を免除するものとする。

行政訴訟制度の見直しにより、さらに行政機関の適切な権限行使を萎縮させてしまうような効果が生じないような配慮が必要。